

平成26年

第4回定例会

会議録

(第1号)

平成26年12月18日

平成26年第4回 江 差 町 議 会 定 例 会 (第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成26年12月18日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会 期 の 決 定
〔議 長 諸般の報告〕

日程第 3 所管事務調査報告について

日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 5 平成26年第3回定例会

認定第1号 平成25年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成25年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成25年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成25年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成25年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成25年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成25年度江差町奨学金特別会計歳出決算の認定について

認定第9号 平成25年度江差町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

〔町 長 行政報告〕

日程第 6 一般質問

日程第 7 報告第 1号 損害賠償額(遅延利息)の決定の専決処分について

日程第 8 承認第 1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 議案第 1号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第10 議案第 2号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第 3号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第12 議案第 4号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第 5号 江差町立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第14	議案第 6号	平成26年度江差町一般会計補正予算(第15号)について
日程第15	議案第13号	平成26年度江差町一般会計補正予算(第16号)について
日程第16	議案第 7号	平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について
日程第17	議案第 8号	平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第18	議案第 9号	平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第19	議案第10号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託の廃止について
日程第20	議案第11号	電子情報処理組織による戸籍等事務に係る事務の委託に関する規約の制定について
日程第21	議案第12号	渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更について
日程第22	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第23	発議第 1号	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出について
日程第24	発議第 2号	漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書の提出について
日程第25	発議第 3号	「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出について
日程第26	発議第 4号	「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書の提出について
日程第27	発議第 5号	「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提出について
日程第28	発議第 6号	再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書の提出について
日程第29	発議第 7号	再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け希望者全員の再任用を求める意見書の提出について
日程第30	発議第 8号	必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出について
日程第31	発議第 9号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
日程第32	発議第10号	養護老人ホームひのき荘の整備に関する事務調査について (社会文教常任委員会事務調査)

◎ 出席議員(12名)

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	室	井	正		行
議		員	小	笠	原		滿
	〃		薄	木		晴	午
	〃		飯	田		隆	一
	〃		小	野	寺		眞
	〃		小	笠	原	淳	夫
	〃		若	山		明	廣
	〃		大	門		和	子
	〃		萩	原			徹
	〃		小	林		栄	治
	〃		折	戸		幸	博

◎ 欠席議員(0名)

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	新	木	秀		幸
総	務	長	澤	口	純		一
政	策	長	太	田			誠
税	務	長	岸	田	礼		治
健	康	長	高	橋	勝		則
町	民	長	清	水	直		樹
環	境	長	結	城	孝		好
建	設	長	大	坂	敏		文
追	分	長	大	杉	則		明
農	林	長	出	崎	雄		司
ひ	の	長	広	島	良		二
学	校	長	木	村			晃
社	会	長	尾	山			徹
総	務	長	竹	内			強

(議会事務局)

局		長	小	田	島	訓
書		記	秋	山	悦	子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます、ただいまの出席議員数は12名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただいまから、平成26年第4回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、室井議員、萩原議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。
「飯田委員長」

「飯田委員長」(報告)

おはようございます。
議会運営委員会からの、報告を申し上げます。
当委員会は、11月28日、12月9日及び18日の3日間にわたりまして、委員会を開催致しました。そして、町理事者の出席を求め、今定例会に提出されております議案の説明を受けたところでございます。
今定例会につきましては、平成25年度各会計決算認定9件、そして26年度補正予算、特別会計合わせて5件、専決補正、そして条例、報告、承認等々含めまして、お手元に配付のとおりでございます。また一般質問につきましては、6名から通告があったわけございまして、以下の点を考慮致しまして、会期を本日18日から明日19日までの2日間と決定を致しました。
一般質問につきましては、これまでと同様に、質問回数、時間、また質問の形式等につきましては従来と同様とさせていただきます。
以上をもちまして、議会運営委員会からの結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの2日間とし、一般質問については一問一答方式で行い、1回目の質疑答弁については演壇により行い、再質問以降は議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員から質疑質問に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は60分の制限時間以外とすることに決定致しました。

(議長)

次に議長から諸般の報告を行います。

報告内容はお手元に配布のとおりでありますので、ご了解をお願い致します。

(議長)

日程第3、所管事務調査について、平成26年第3回定例会 発議第14号「パークゴルフ場に関する事務調査」についてを議題と致します。

本件については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「大門委員長」

「大門委員長」(報告)

社会文教常任委員会にて、委員会調査報告について報告させていただきます。

本委員会に付託事件の調査事件について、会議規則第78条の規定により、次のとおり報告致します。

1. 調査事件 平成26年第3回定例会 発議第14号 パークゴルフ場に関する事務調査について

2. 調査の経過と結果 本委員会は平成26年9月25日、11月14日、11月26日及

び12月12日の4日間会議を開催し、11月26日には、町長及び担当課の職員からの説明を受けた。10月1日には、町内にある3地区の現地視察と維持管理する南が丘地区の愛遊会、柳崎地区の南桧山パークゴルフ愛友会、水堀地区の水堀パークゴルフ協会の担当者より説明を受けた。

また、10月29日には、渡島管内の福島町、松前町のパークゴルフ場において視察研修を行い、調査した結果について、次のとおり意見を付して報告する。

【意見】日本は世界でも類を見ない高齢化社会へと突き進んでおり、全国各地の自治体も同じ状況にある。このような中で、近年「生涯スポーツ」の取り組みが広がっているが、高齢者はもとより世代を超えて楽しめるコミュニティスポーツとして注目されているのが「パークゴルフ」である。

パークゴルフは、1983年(昭和58年)に北海道の幕別町に誕生してから31年が経過し、幼児から高齢者まで手軽に楽しめるファミリースポーツとして、浸透している。また、官民によるパークゴルフ場が相次いで整備され、今では全道はもとより、その人気は本州、海外にまで拡大している。

しかし、一方、このような動きの中で初期の簡便な施設で楽しんでいた頃と異なり、利用者がより良い施設及び管理が求められるようになった。施設の競合等によって経営や管理が立ち行かなくなり、廃止となる施設も出てきているとの情報もある。

現在当町には、南が丘、水堀、柳崎地区の3地域において、各ボランティア団体が主体となりパークゴルフ場を造成、維持管理し他町に負けない「地域自慢」のパークゴルフ場がある。

この3地区が取り組んできたことを尊重するとともに、今日のパークゴルフ動向に鑑み、次のとおり推進すべきである。

1. パークゴルフ場の維持管理費等への財政的支援の強化について

・これまで3地区の維持管理等については、町からの現物支給を一部受けながら、自主的な管理運営を行ってきた。従前とは異なりボランティアの高齢化により、維持管理に支障を来す状況になってきている。

よって次の事項に対して財政的支援を図ること。

なお、各地域及び各パークゴルフ団体は、連携を密にして、不特定多数の利用者の使用等に関して万全を図るとともに、各地区のコースづくりについては、「特色」あるものを期待する。

〈支援内容〉

- ・現物支給(黒土・肥料・芝生の種子)
- ・水道料の一部負担
- ・芝刈りに関する経費(乗用機械の購入資金に係る一部支援・芝刈り作業員支援)
- ・柳崎地区については、「公認コース」を目指した施設整備

2. 愛好者人口の増加への努力について

・パークゴルフは子どもから、高齢者まで楽しめるようにアレンジした個人競技である。現在の愛好者人口は、高齢者がその殆どであるが、孫、子、親の三世代が一緒にプレーを楽しめる「3世代スポーツ」としての可能性をもつことから、行政及びパークゴルフ団体等については、今後その愛好者獲得に努力すること。

3. パークゴルフによる地域振興及び管理方法の検討について

・パークゴルフの主な成果として考えられることは、高齢者の生きがいがづくり、健康増進による医療費の抑制、愛好者や地域の人々とのコミュニティの形成、交流人口の増加による地域への経済波及効果が挙げられる。

今後ともパークゴルフによる様々な効果及び地域活性化が図られるよう期待する。また、将来的なパークゴルフ場の管理運営の方法については、指定管理者制度を視野に入れ、今後の課題としていくべきである。

以上です。

(議長)

以上で委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

「パークゴルフ場に関する事務調査」について、委員長の報告のとおり了承することに決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、委員長報告のとおり了承することに決しました。

(議長)

次に、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

総務産業常任委員会から調査の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第5 認定第1号 平成25年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 江差町水道事業会計決算の認定についてまでの各会計決算認定についてを一括して議題と致します。

ただいまの各認定議案については、平成26年第3回定例会において、平成25年度江差町各会計決算審査特別委員会に一括付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

「室井委員長」(報告)

おはようございます。それでは平成25年度江差町一般会計他8件の決算認定について、決算審査特別委員会としての報告を致します。

委員会の開催経過等については、別紙に記載のとおりでございますが、審査結果は認定すべきものと決定致しました。なお、委員会として、次の事項を付してご報告致します。

(1)各施策の推進についてでございます。

平成25年度の江差町の重点施策は、次の4項目について実施致しました。

第1に「老朽化に伴う江差中学校の改築」、第2に「安全・安心な町づくりの推進」、第3に「若者の定住対策、子育て世代への支援」、第4に「地域資源を活用した産業振興、新幹線開業を見据えた観光対策」でありました。

第1の江差中学校の改築工事は、校舎、体育館の本体工事が平成25年・26年度と

予定どおり進み、本年11月末には工事は完了致しました。

第2の安全・安心な町づくりについては、東日本大震災を踏まえ、平成25年11月5日に愛宕町・新栄町・豊川町の3地区を対象に約137名の町民のご協力を得、防災訓練を実施致しました。また、避難場所となる柏町母と子の家、田沢憩いの家、柳崎児童館等の集会施設の補修も計画的に進められております。

第3の若者の定住対策等では、子どもの医療費助成を中学生までの拡大、地域医療充実のための道立江差病院での医師確保対策として、医師研究資金貸与制度の創設、保育料の減額等の施策が着実に実施されております。

第4の地域資源を活用した産業振興、新幹線開業を見据えた観光対策での産業振興では、旧朝日小学校校舎を利用した農産加工品開発への継続支援、新幹線対策では、観光PR戦略展開事業等が行われております。

その他の喫緊する行政課題に対しても、町が一丸となって国や道等からの財源確保のために奔走する職員の努力が見て取られ、その点については大きく評価したいと思います。

(2) 財政健全化への取り組みについてでございます。

平成25年度の実質公債費比率が15.6パーセントと前年度と比較して1.2ポイント減少しており、これは、早期健全化基準の25パーセントと比較すると9.4ポイント下回っており、大きな縮減が図られております。また、将来負担比率は、89.1パーセントと前年度と比較して14.3ポイント下回っており、大幅な縮減となっております。危機的状況にあった当町の財政がまさに、各課が一丸となって取り組んできた健全化が確実に進められていることが認められております。

財政運営に向けたこれまでの取り組みに対しての成果を評価するとともに、今後の財政運営に当たっても、「最小の経費で最大の効果」を挙げるべく、町長を筆頭に全職員の一層のご尽力を更に期待するものでございます。

一方、一般会計、国民健康保険費特別会計、介護保険特別会計などでの滞納額合計が約4億円と多額になっていることから、町民の公平負担の原則を再認識してもらい、一層の努力を要するものでございます。

各所管課の審査においては、財政的見地や事務事業の方策等について、引き続き建設的提言を含め、指摘や要望、意見が出ております。これらについては、今後の行政執行に活かされるように強く望むものでございます。

水道事業会計においては、経費の削減等効果(効率)的な運用により、改善はされつつも未処理欠損金が約11億4千万円と多額になっております。累積額は人口減少とともに比例して、引き続き増加していくものと推察致します。平成26年度中に「水道ビジョン」を策定し、町民の信頼に応えられるような効率的な事業経営をすることを期待するものであります。

(3) 本委員会では、当該年度「産業廃棄物管理型最終処分場」と「江差中学校改築工

事」について現場調査を行いました。

産業廃棄物管理型最終処分場については、これまで道南圏域には同種の施設がなく、胆振管内、石狩管内まで運搬していかなければならず、建設業や漁業者、農業者等はその運搬コストに苦慮していたのが、本施設が完成したこれらが解消がされるほか、地域における処理処分の効率化、地域環境の保全及び地域活性化が図られる等、この施設の完成が極めて重要な役割を果たすものと考えます。また、江差中学校の改築工事については、今後も順調な工事推進が図られることを期待致します。

(4)人口減少、高齢化社会といった縮小社会に向かう中で地域をいかに存続させていくためにはどうすればよいのか。「日本創生会議」によると「消滅可能性都市」の公表があり、当町も2040年には、現在の約、人口が半分の、4,590人と推計されております。地方分権の時代と言われて久しいが、新たな「地方創生」の時代を迎え自治体経営は、今後益々その自治体の「地域経営」の手腕が問われてくる時代になります。人口減少下での国の地域政策そのものが多様化し、複眼的になってきた今こそ、自治体は柔軟な発想で独自の政策を展開していく強い気構えが求められております。

このような時代だからこそ、「自治力」、「財政力」、「行政力」、そして「議会力」を結集してこの難局に立ち向かい、個性ある自立した町づくりを作ることを推進していくことを、強く意見として付しておきます。

以上、住民、行政、議会が共に一丸となって取り組んでいくことを強く望み、委員会報告と致します。

(議長)

以上で委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいま報告のありました各認定議案については、議長及び監査委員を除く全議員による特別委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略し、これより認定第1号から、順次、討論、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。認定第1号から、順次、討論、採決を行います。

認定第1号 平成25年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許可致します。反対(討論)希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」(反対討論)

おはようございます。傍聴の皆さん大変ありがとうございます。

ただいま、認定第1号平成25年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をしたいと思えます。

前段に今日傍聴の方もいらっしゃっております。私たち、決算認定については、もちろん反対もありますし、賛成した時もあります。その時々々の予算の執行、また町長、教育長のそれぞれの執行に当たっての実際の運営内容等も見ながら時々々の決算について、反対、賛成の立場をとっております。今回は、2つの理由で反対を表明をしたいと思えます。

1つは、兎にも角にもこの決算年度、つまり昨年ですが、町民の皆さん、そして近隣町の皆さんにも大きなご迷惑をまた心配もかけた給食の不正事件、この問題が昨年の決算審査の具体的なお金の流れでもありました。決算審査では、給食問題についてはもう1年以上かけて論議しておりましたので、決算の中では具体的なことは指摘しませんでした。これはもう当然昨年のこの論議、それから給食組合の論議でほぼ論議がされておりますので、私はそれを踏まえて決算の場で簡単に理由を述べたいと思えます。昨年論議され、今年は今裁判に具体的なことについては、また一般質問でも状況を聞きたいと思っておりますが、この問題で明らかになったこと、これは特に今日傍聴されております、もしかしたら小学生の皆さん、中学生の皆さんが必要な栄養を長年にわたって取れなかった。大変、成長の大事な6年間、3年間の必要なエネルギー源を1割前後カットされていたことが十分に考えられる。そういう内容。この点についてはお金の流れ、物品の流れ、管理のあり方、全てが問われ、そして私は決算年度としては昨年の1年間見てもしっかりとした反省点も踏まえて、これは江差町がお金を組合に負担金を出している。江差町としてもお金の出し方において、当然厳しく批判しなければならないし、もう1つ江差町が責任を負わなければならないのは、給食組合の組合長、給食組合のセンター長、給食組合の係長、係、今回の事件の当事者、栄養士等々。これは事実上、江差町での職員であり、採用であります。また、もう1つ、これもこの場で、また給食組合で明らかになりましたが、問題の背景は複雑でわからないところも私あります。あの栄養士が何故あんなことしたのか。なかなかわからない部分もありますが、わかったことがあります。単純な問題でした。日々の給食材料等を注文する。注文した給食材料を受け入れる。それをきちっと処理する。それがほとんどチェックなしで杜撰な形で数十年も続いていたという全く信じられない業務システムでありました。それで改めて私は決算審査の意味で、この一場業務の、給食センターとしての一場業務のあり方が江差町の中でも似たり寄つたりのことがここ数年あった。これは決算年度ではありませんが、今年、養護老人ホームひのき荘でも物品の購入で色々不手際があり、町民の皆さんにも多大な迷惑かけたと、この議会でも町長から、現町長から表明ありました。しかし、長年にわたって物品の購入、管理がセンターだけではなく、この

江差町でも何回かあった。そのことが、全く解決されていなかった。こういう問題については、給食問題をきちっと是正するということが、なかなか進めてこれなかった。私は単年度の昨年度の決算年度見ても、これは賛成することにはならない。その点で、給食の問題を反対の理由の大きな1つにしたいと思います。これが1つです。

それからもう1つ。これもある意味では、子どもさんの問題。今日傍聴されている生徒さんに通ずる背景の問題ですが。この数年間、全国で子育て支援の関係で地域で計画を作り、それを推進するために、各町の予算執行や職員の取り組みを進めてきました。子育て支援の色々な計画がありました。これは実は町民の皆さんの計画だけではなくて、町職員自らの自分の町職員の方々もちろん、子どもさんもこれから生まれるかもしれない、子どもさんも育てているかもしれない。そういう部分では、町職員みずからもしっかりとした子育て支援、きちっと産休を取ろうとか年休を取ろうとか、そういうこと実はですね、職員の皆さんもそういう計画を作っている意味では自分たちもこうやる、町民の皆さんもこうやろうと、相まって子育て支援をやっつけてかなければならない。国の法律で決められていたんですが、何と、驚くことに、江差町職員のその子育て支援行動計画、政府で義務付けられていたんですが、江差町では5年、5年の10年計画だったんですが、前期の5年は作っていましたが、後期の5年は作っていなかった。大変、法律違反という、厳しい事実が決算年度でわかりました。これは単に計画を作っていなかったとだけではなくて、やはりその背景として、子育て支援という大事な問題、それが疎かになっていたのではないかと。私はどうしてもこのことを厳しく指摘したいと思います。以上、2つの問題から、反対の討論の理由と致します。あえて申し上げますが、先ほど委員長報告からありました、江差町全般では本当に職員の皆さん、管理職の皆さん、もちろん血の滲むような努力で町政執行しております。そのことについては十分に私も認めますし、決算の論議でもそれはひとつひとつ成果も認めながら、この点についてもっと頑張ってくれ、取り上げました。決算は一般会計として総括で採決を致します。そういう意味では、先ほど言いましたこの2つの問題は、疎かにできない。そのことを付け加えたいし、最後に言いますが、先ほどの給食問題については、江差町だけではない、隣近所の町村と一緒に組合を作ってるんですが。その議会でもこの決算は全会一致で反対です。つまりそれぞれの町から出たお金の取扱についても、それは使途反対と組合で認定受けたんです。ですから当然、江差町としても先ほど言った責任の度合いから言っても、このお金を出した江差町として、この予算執行について反対をせざるを得ない。改めてこのことを述べまして、私の討論と致します。

(議長)

次に原案に賛成者の発言を許します。

「萩原議員」

「萩原議員」(賛成討論)

平成25年度一般会計歳入歳出決算認定にあたり、賛成の立場から討論させていただきます。平成25年度決算では、実質公債費比率は15.6パーセント、将来負担比率も89.1パーセント、町債残高も62億1千万円と昨年度より減少、財政調整基金は25年度出納閉鎖時点においては21億2千3百万円となりました。将来万が一、想定を超えるような財政需要が発生した場合にも安定した財政対応が出来るということです。このように借金圧力を小さくしただけでなく、将来の備えも同時に達成した町政運営は大いに評価するべきであります。

長い間の懸案であった江差中学校改築の着手や江差小学校体育館の耐震補強を行い、教育環境は十分整備されました。

圏域の人口減少によって道立江差病院の経営は非常に厳しい中で、医師確保が最大の課題とされてる中、分娩が再開されました。将来センター病院としての機能を充実させるためには、医師確保が絶対条件であるが、医師確保対策として研究資金貸与制度を創設し、多くの医師に利用されています。

依然、地方を取り巻く環境は厳しく、我が江差町も例外ではありませんが、色々な議論を重ねながら、将来の江差町のため頑張っていきましょう。簡単ではありますが、以上で私の賛成討論をおわります。

(議長)

他に討論希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

討論希望なしと認め、討論を終結致します。

(議長)

認定第1号からの採決を行います。

平成25年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この認定(決算)に対する委員長の報告は、「認定」するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。よって認定第1号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第2号 平成25年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を許します。

まず、原案に反対者の討論(発言)を許可致します。

「小野寺議員」

「小野寺議員」(反対討論)

続きまして、認定第2号平成25年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を致します。

実は国民健康保険の特別会計、今回の決算審査でも少し論議させて頂きました。町民の多くの方、4割前後でしょうか、国民健康保険に加入しております。それぞれの皆さんの命と健康に関わる大事な基礎であります、国民健康保険。それぞれ、国民健康保険は国民健康保険証を持って自分が病気になった時、ケガした時はすぐ病院に駆けつけれると、そういう制度で、法律でも国民皆保険ということで、まずは国民健康保険に入ってもら。社会保険等持ってる人以外はすべて国民健康保険に入ってもら、というのが大前提になっております。ところが、先ほども一般会計の委員長報告にもありましたが、社会生活の上でどうしても、もしくは色々な事情でまたは本当にそうかなということも町民の中にはいるかもしれませんが。滞納が多い、その滞納についても適正な支払い方法もしくはなかなか難儀して徴収している部分も職員ではあります。結果的に江差町はこの国民健康保険費の国保税滞納者に対して、厳しいペナルティを課しております。これは国の制度の中でも認められてることですが、決算年度でわかったことですが、短期保険証といって期限の短い保険証を滞納者に対して発行することができるわけですが、江差町では96人の方が短い期間で更新をせざるを得ない国民健康保険の短期保険証を発行しております。これ自体も私としては是正を求める部分ではありますが、もっと問題なのは、その約100人の短期保険証のうち、約半数近い44人が結果的に保険証を持っていない。保険証がない、無保険であります。これは多分、日々、日々と言いますか月々動いておりますので、現時点ではもっと少ないかもしれませんが。もっと多いかもしれません。決算年度で44人という方が保険証が無い。全国ではこの無保険の方が急病で、またケガで保険証が無いから重病になったとか、間に合わなかったとかっていう例が全国で出ております。私は少なくともこの短期保険証はともかく、保険証を発行しないということについては即急に是正する。またそもそもこの44人がどういう生活状態でいるのか。そのことも把握していない。これも大きな問題だと、決算の審査でも指摘しました。改めて決算の場で、これを大きな理由としてこの特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場と致します。以上です。

(議長)

次に原案に賛成者の発言を許します。討論希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

討論希望ありませんので、異議なしと認め、討論を終結致します。

(議長)

次に認定第2号の採決を行います。

平成25年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は、「認定」するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。よって認定第2号は認定することに決定致しました。

(議長)

お諮りします。

認定第3号 平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定から、認定第9号 平成25年度江差町水道事業会計歳入歳出決算の認定までの7件については、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。討論を省略し、順次採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、順次、採決を行います。

認定第3号 平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって認定第3号については認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第4号 平成25年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。もとい、挙手多数であります。よって認定第4号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第5号 平成25年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。よって認定第5号は認定することに決定致しました。

(室井議員)

議長議事進行。

(議長)

暫時休憩。室井議員。

(室井議員)

監査委員入ってます。監査委員は挙手の対象になりませんので、多分あの全員かと思われれますけど、確認してください。宜しくお願いします。

(議長)

再開します。先ほど、認定4号から5号、それぞれ多数って言いましたけど、全員というふうに直させていただきます。ご了承お願い致します。

(議長)

次に、認定第6号 平成25年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって認定第6号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第7号 平成25年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算につ

いて、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって認定第7号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第8号 平成25年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって認定第8号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第9号 平成25年度江差町水道事業会計歳入歳出決算について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって認定第9号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、町長より「行政報告」の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

「町 長」(行政報告)

おはようございます。私から行政報告をさせていただきます。

最初に『行旅死亡人について』ご報告申し上げます。

平成26年11月5日午前6時半ごろ、町内椴川町の海岸で発見された男性遺体については、江差警察署において身元確認のため、検視及び指紋の照会等の捜査を行いました。身元の判明には至らなかったことから、平成26年12月25日の予定で、戸籍法第92条第1項及び死体取扱規則第9条の規定により引き渡しする旨の報告がありましたので、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定による行旅死亡人として、同日に遺体の引取を行うこととなりました。引き取った遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条の規定により、当町で火葬に付し、遺骨を町内の阿弥陀寺にて仮安置をし、同法第9条の規定により官報において告示を行うこととなっておりますのでご報告致します。また、同法第9条の規定により、官報に公告後、60日が経過しても、身元判明に至らなかった場合の遺骨については、同寺院内において手厚く供養して頂

くこととなっております。なお、本定例会に行旅死亡人に係る補正予算を上程致しましたことも含めてご報告と致します。

次に『江差中学校の新校舎・体育館の完成について』ご報告申し上げます。

昨年の6月から2か年計画で整備して参りました「江差中学校校舎及び体育館」の改築工事が、去る11月30日に予定どおり竣工完成しましたので、ご報告申し上げます。ご承知のとおり、江差中学校の現校舎は老朽化が進んでいたことに加え、耐力度調査において危険改築を必要とする建物でありました。町としても改築整備は永年の懸案事項でもあり、子ども達へよりよい教育環境を整備することは当然のことであることから、グラウンド整備を含め3か年計画で整備することと致してございます。今回、完成致しましたのは校舎と体育館でございますが、来年3月末には校舎周辺の「外溝工事」が終了するほか、残る工事は「校舎の解体」と「グラウンド整備」でございまして、いずれも27年度事業として準備を進めているところでございます。なお、このたび完成した新校舎には、新たな備品が年内に納入され、現校舎からの備品等を冬季休業中に整理し、休業明けの1月16日から「学びの場」として供用を開始する予定としております。このたびの改築整備事業には、町内の業者を中心として13の企業の皆様にご尽力頂き、工事は順調に進められました。江差町の歴史に新しい1頁が刻まれたものと、深く感謝申し上げます。また、完成した校舎を町民の皆様にご見学頂く機会を、12月21日の日曜日に実施する予定でございます。なお、校舎完成による校舎の位置の地番改正を、今議会に条例の一部改正として提案しておりますことを申し上げます。

最後に『寄附採納について』、ご報告申し上げます。

5件の寄附採納についてでございます。

初めに、江差線廃線に関する鉄道備品に関しJR北海道様からの寄付についてご報告申し上げます。5月11日の運行をもって廃線となった「木古内・江差間の江差線」に関する鉄道備品につきまして、江差町教育委員会としてJR北海道様へ郷土の歴史研究に資することを目的に、可能な備品の寄贈を打診していたところ、JR北海道函館支社取締役函館支社長、安藤健一様より備品30種類、40点をご寄附頂ける旨の通知を受け、9月16日に受領したところでございます。いずれも江差に鉄路があったことを物語る大切な品々であり、厳重に保管したうえで、郷土資料館などにおいて常設あるいは臨時展示を行いながら折に触れて可能な限り住民や鉄道ファンが目に出るよう心がけ、江差における鉄路の史実を後世に伝えて参ります。

次に、平成26年10月9日、函館・江差・オランダ交流友の会様より設立10周年を記念して、3種類のチューリップの球根3,200球の寄贈がありました。早速、いにしえ街道華の会や各町内会等で実施している環境美化活動に役立ててもらおうとご案内したところ、14の団体より利用希望があったところです。来春には各町内会等で整備された花壇などで花を咲かせ、町民の目を楽しませてくれることとなります。

次に、平成26年11月11日、江差ライオンズクラブ会長中村英樹様(江差町字中歌町199番地の5)より、養護老人ホームへフェイスタオル260枚、バスタオル10枚の寄贈がございました。また同日、朝日新聞サービスアンカー江差所長松崎浩様(江差町字茂尻町345番地の17)より、フェイスタオル220枚、時代劇DVD20巻を同じく養護老人ホームへ寄贈頂いたものです。ご寄贈品につきましては、ひのき荘入荘者の快適な生活に利用して参ります。

次に、平成26年12月17日、(株)五勝手屋本舗代表取締役社長小笠原隆様(江差町字本町38番地)より、図書館の図書充実のためにと、現金10万円のご寄附がありました。昭和62年に『小笠原文庫』を創設して以来、毎年ご寄附頂き、これで寄附総額620万円となり、前年度までに購入させて頂いた図書数も1,823冊を数え、北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し地域全体に重要な存在となっているところであります。

以上の寄附があったことをご報告し、改めて深く感謝を申し上げ行政報告を終わります。

(議長)

以上で、町長の行政報告を終わります。